

東大和市選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項の規定による東大和市における選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年9月1日

東大和市選挙管理委員会

記

- 1 選挙権を有する者の50分の1の数 1,433人